

兵庫県公安委員会における行政不服審査の手續に関する規則

平成28年3月29日
兵庫県公安委員会規則第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定により、兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う審査請求の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処分庁 法第1条第2項に規定する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をした公安委員会、警察本部長（以下「本部長」という。）警察本部の所属の長（以下「所属長」という。）警察署長（以下「署長」という。）その他審査請求の対象となる処分をした個々の警察官をいう。
- (2) 不作為庁 法第3条に規定する不作為に係る公安委員会、本部長、所属長又は署長をいう。
- (3) 審査庁 公安委員会をいう。

第2章 審査請求

(審理手續を行う者の指定)

第3条 審理手續は、本部長が指定する職員が行うものとする。

(総代の互選の命令)

第4条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、総代互選命令書（様式第1号）により行うものとする。

(利害関係人の参加の要求)

第5条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による利害関係人の参加の求めは、参加要求書（様式第2号）により行うものとする。

(口頭による審査請求における陳述の録取)

第6条 法第20条の規定による陳述の録取は、審査請求録取書（様式第3号）により行うものとする。

(審査請求の受付)

第7条 審査請求は、本部長が指定する職員が受け付けるものとする。

(補正命令)

第8条 法第23条の規定による補正の命令は、補正命令書（様式第4号）により行うものとし、同条に規定する相当の期間は、概ね2週間とする。

(執行停止)

第9条 法第25条の規定により執行停止をしたとき又は執行停止をしないことを決定したときの通知は、決定書（様式第5号）により行うものとする。

(執行停止の取消し)

第10条 法第26条の規定による執行停止の取消しの通知は、執行停止取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

（弁明書の提出要求）

第11条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出要求は、本部長の定めるところにより行うものとする。

（口頭意見陳述）

第12条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述は、口頭意見陳述通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 処分庁及び不作為庁に対する前項の口頭意見陳述は、本部長が指定する職員を招集して行うものとする。

（証拠書類等の受理）

第13条 法第32条第1項の規定により提出された証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）は、本部長が指定する職員が受理するものとする。

2 前項の規定により証拠書類等を受理したときは、当該証拠書類等の提出者に証拠書類等預り証（様式第8号）を交付するものとする。

（物件の提出要求）

第14条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件（以下「証拠物等」という。）の提出要求は、物件提出要求書（様式第9号）により行うものとする。

2 前項の規定により証拠物等を受理したときは、当該証拠物等の提出者に証拠書類等預り証を交付するものとする。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第15条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述及び鑑定は、参考人陳述・鑑定要求書（様式第10号）により行うものとする。

（検証）

第16条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による検証の通知は、検証通知書（様式第11号）により行うものとする。

（審理手続の計画的遂行）

第17条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による審理関係人の招集は、意見の聴取実施通知書（様式第12号）により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の通知は、審理手続決定書（様式第13号）により行うものとする。

（提出書類等の閲覧等）

第18条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による交付を実施するときは、行政不服審査法の施行に関する条例（平成28年兵庫県条例第10号）別表に定める額の手数料の納付を受けるものとする。

（審理手続終結の通知）

第19条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続の終結の通知は、審理手続の終結について（通知）（様式第14号）により行うものとする。

（裁決の方式）

第20条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第50条第1項の裁決は、裁決書（様式第15号）により行うものとする。

（裁決の公示）

第21条 法第51条第3項に規定する公示は、公示書（様式第16号）により公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、兵庫県公報に登載して行うものとする。

（証拠書類等の返還）

第22条 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに証拠書類等又は証拠物等をその提出人に返還するものとする。

2 前項の規定により証拠書類等又は証拠物等を返還するときは、第13条第2項又は第14条第2項の規定により交付した証拠書類等預り証の返還を求めるものとする。

第3章 補則

（書面教示）

第23条 法第82条の規定による書面教示は、教示文例（別記）に基づく教示文を記載して行うものとする。

（本部長への委任）

第24条 この規則に定めのあるもののほか行政不服審査の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 法附則第3条の規定により、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（兵庫県道路交通法施行細則の一部改正）

第3条 兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第27号中注を次のように改める。

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通企画課を經由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第29号注中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に改める。

様式第30号中注を次のように改める。

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通指導課を經由して兵庫県公安委員会

に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第38号中注を次のように改める。

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第39号注中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に改める。

様式第56号、様式第57号及び様式第66号中注を次のように改める。

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部改正)

第4条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則(昭和36年兵庫県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「異議申立書」を「審査請求書」に、「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「申立て」を「審査請求」に、「申立人」を「請求人」に改める。

第17条中「異議の申立事項」を「審査請求事項」に改める。

第21条中「異議の申立て」を「審査請求」に改める。

様式第31号中「異議申立書」を「審査請求書」に、「異議を申し立てます」を「審査請求をします」に、「申立年月日」を「請求年月日」に、「申立人」を「請求人」に、「異議申立事項」を「審査請求事項」に、「この申立書」を「この請求書」に改める。

(金属くず営業条例施行規則の一部改正)

第5条 金属くず営業条例施行規則(昭和39年兵庫県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「60日」を「3箇月」に改める。

(放置違反金に関する規則の一部改正)

第 6 条 放置違反金に関する規則 (平成 18 年兵庫県公安委員会規則第 16 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 5 号中「 60 日 」を「 3 箇月 」に、「 異議申立て 」を「 審査請求 」に、「 決定書 」を「 裁決書 」に改める。

(暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第 7 条 暴力団排除条例施行規則 (平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「 60 日 」を「 3 箇月 」に、「 異議申立て 」を「 審査請求 」に、「 決定書 」を「 裁決書 」に改める。

様式第 3 号中「 60 日 」を「 3 箇月 」に改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

兵公委発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会 印

総 代 互 選 命 令 書

年 月 日付けをもって提出のあった審査請求の審理に必要があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項の規定により、3人以内の総代を
年 月 日までに互選するよう命じます。

様式第2号（第5条関係）

兵公委発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会 印

参加要求書

下記の審査請求について、利害関係人であるあなたに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により、参加人として、当該審査請求への参加を求めます。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求人の氏名
- 4 利害関係人として参加を求める理由

様式第3号（第6条関係）

審 査 請 求 録 取 書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第20条の規定により、下記のとおり審査請求をします。

記

1 審査請求事案

- (1) 審査請求人
住所
氏名
- (2) 審査請求に係る処分の内容
- (3) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- (4) 審査請求の趣旨及び理由
- (5) 処分庁の教示の有無及びその内容
- (6) 審査請求の年月日

2 その他

陳述人

上記のとおり口頭による審査請求があったので、 年 月 日、 において
録取し、審査請求人に読み聞かせたところ、誤りのないことを確認して署名押印した。

前同日

所属

階級

氏名

様式第4号（第8条関係）

補正命令書

兵公委発第 号
年 月 日

住所

氏名 様

兵庫県公安委員会 印

あなたが提出した審査請求書は、下記の事項について不適法ですから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により、年 月 日までに補正することを命じます。

なお、期限までに補正された審査請求書が提出されないときは、同法第24条の規定により、審査請求を却下することがあります。

記

決 定 書

兵公委発第 号
年 月 日

住所

氏名 様

兵庫県公安委員会 印

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条の規定により、
下記のとおり決定します。

記

1 主文

2 執行停止の趣旨

3 決定の理由

様式第6号（第10条関係）

執行停止取消通知書

兵公委発第 号
年 月 日

住所

氏名 様

兵庫県公安委員会 印

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第26条の規定により、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の氏名
- 3 審査請求に係る処分
- 4 執行停止の内容
- 5 執行停止を取り消した理由

様式第7号（第12条関係）

口 頭 意 見 陳 述 通 知 書

兵公委発第 号
年 月 日

住所

氏名 様

兵庫県公安委員会 印

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条の規定により、下記のとおり口頭意見陳述を実施するので通知します。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の氏名
- 3 申立人の氏名
- 4 口頭意見陳述の日時及び場所
- 5 備考

様式第 8 号（第13条、第14条、第22条関係）

証 拠 書 類 等 預 り 証

兵公委発第 号
年 月 日

住所

氏名 様

兵庫県公安委員会 印

に係る審査請求に関して、下記のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第32条第1項及び第33条の規定により、証拠書類等を預かりました。

記

番号	預かった証拠書類等の品名	数 量	備 考

注 この預り証は、証拠書類等をあなたに返還するときに必要となりますので、それまで大切に保管してください。

様式第9号（第14条関係）

物 件 提 出 要 求 書

兵公委発第 号
年 月 日

住所

氏名 様

兵庫県公安委員会 印

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第33条の規定により、下記審査請求の審理のため必要がありますので、下記のとおり物件の提出を要求します。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の氏名
- 3 提出を求める品名及び数量
- 4 提出期限
- 5 提出場所

様式第10号（第15条関係）

参 考 人 陳 述 ・ 鑑 定 要 求 書

兵公委発第 号
年 月 日

住所

氏名 様

兵庫県公安委員会 印

に係る審査請求に関して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条の規定により、参考人陳述・鑑定を下記のとおり求めます。

記

1 陳述又は鑑定をすべき事項

2 日時及び場所

3 備考

検 証 通 知 書

兵公委発第 号
年 月 日

住所

氏名 様

兵庫県公安委員会 印

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第35条の規定により、下記のとおり検証を行いますので、これに立ち会う機会を与えるため、同法第35条第2項の規定により通知します。

なお、あなたが立ち会わない場合でも、検証を実施します。

記

1 審査請求の件名

2 検証を行う日時

3 検証を行う場所及び名称

4 検証事項

様式第12号（第17条関係）

意見の聴取実施通知書

兵公委発第 号
年 月 日

住所

氏名 様

兵庫県公安委員会 印

に係る審査請求に関して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第37条第1項の規定により、審理手続の申立てに関する意見の聴取を下記のとおり実施するので通知します。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 日時及び場所
- 3 備考

様式第13号（第17条関係）

審 理 手 続 決 定 書

兵公委発第 号
年 月 日

住所

氏名 様

兵庫県公安委員会 印

に係る審査請求に関して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第37条第3項の規定により、審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結予定時期について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 審理手続の日時及び場所

2 審理手続の終結予定時期

様式第14号（第19条関係）

兵公委発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会 印

審 理 手 続 の 終 結 に つ い て（通知）

に係る審査請求に関する審理手続を終結したので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第41条第3項の規定により通知します。

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

あなたの審査請求の内容を審理した結果、下記のとおり裁決します。

記

1 主文

2 審査請求の趣旨

3 裁決の理由

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

公 示 書

兵庫県公安委員会告示第 号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により、次のとおり公示する。

年 月 日

兵庫県公安委員会

委員長



1 送達を受けるべき者

2 書類の保管等

この公示をした日の翌日から起算して2週間を経過したときに裁決書の謄本の送達があったものとみなす。

なお、裁決書の謄本は、兵庫県公安委員会において保管しているので、いつでも交付する。

教 示 文 例

1 処分に対して不服申立てと行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に規定する取消訴訟の双方を行うことができる場合

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に を經由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

2 法律に処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ行政事件訴訟法に規定する処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に を經由して、 に対して審査請求をすることができます。

さらに、その審査請求に対する判決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分は、 法第 条第 項の定めにより、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ、神戸地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がなされないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注 処分の形式、内容等に応じて、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができないことを記載するなど、必要な修正を行うものとする。